

奈良市公報

号外第13号

平成25年 3月29日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

条 例

○奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 3
- 奈良農業振興地域整備計画等の変更…………… 3
- 道路の位置の一部廃止…………… 3
- 道路の位置指定（2件）…………… 3
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 4
- 新設の事業計画のある道路の指定…………… 4
- 督促状の公示送達…………… 4
- 地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 5
- 奈良市議会定例会の招集…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（2件）…………… 5
- 一般競争入札の実施…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 8
- 奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 放置自転車等の保管…………… 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 10
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 一般競争入札の実施…………… 11

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 12
- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）…………… 12

教 育 委 員 会

- 奈良市立看護専門学校校則の一部を改正する規則…………… 17

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市の投票区についての一部改正…………… 18

農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 18

議 会

○奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程…………… 18

条 例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 2月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第1号

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年奈良市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「議員に」を「奈良市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に」に改め、「おける会派」の次に「（以下「会派」という。）」を加える。

第3条第1項及び第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「議員に」を「新たに議員に」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第4項から第9項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、議員又は会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条及び第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費として」を「第5

条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。
 第9条の見出し中「保存」を「保存及び閲覧」に改め、同条に次の1項を加える。
 2 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、その閲覧に供するものとする。
 第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条別表（第5条関係）

を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。
 （透明性の確保）
 第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
 附則の次に次の別表を加える。

政務活動費を充てることができる経費の範囲

項目	内容	例示
調査研究費	議員又は会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	議員又は会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	議員又は会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	議員又は会派が行う、市民からの議員又は会派の活動及び市政に対する要望等の聴取、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	議員又は会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	議員又は会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員又は会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	議員又は会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、賃借料等
資料購入費	議員又は会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	議員又は会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、賃金等
事務所費	議員又は会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品購入費、事務機器購入費、賃借料等

附則

（施行期日）

- この条例は、平成25年3月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に到来する基準日に基づき交付する政務活動費について適用し、この条例の施行の前日に到来した基準日に基づきこの条例による改正前の奈良市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（平成25年2月28日揭示済）

告 示

奈良市告示第93号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日

医療法人浜田会 ハマダ眼科	奈良県奈良市登美ヶ丘四 丁目6-1	平成24年 12月31日
有山整形外科	奈良県奈良市登美ヶ丘五 丁目1-1	平成24年 12月31日
薬局セブンファーマシー本店	奈良県奈良市神功二丁目 14-16	平成24年 12月31日

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
医療法人 有山整形外科	奈良県奈良市登美ヶ丘五 丁目1-1	平成25年 1月1日
薬局セブンファーマシー本店	奈良県奈良市右京三丁目 6-2	平成25年 1月1日

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第95号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更しましたので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川 元庸

- 変更した農業振興地域整備計画の名称
 - 奈良農業振興地域整備計画(農業・農村整備計画)
 - 都祁農業振興地域整備計画
- 変更後の農業振興地域整備計画書(農業・農村整備計画書)の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第96号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり一部廃止したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市中町2348
申請者氏名	植田 勇
廃止する道路の位置	奈良市法蓮町698番1及び同番3の各一部
廃止する道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
廃止する道路の延長	18.7m
廃止年月日	平成25年2月18日
廃止番号	第24015号

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第97号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市尼辻町433番地の3
申請者氏名	株式会社サンクレスト不動産販売 代表取締役 関本 良一
道路の位置	奈良市百楽園五丁目2818番31の一部
道路の幅員	最大4.59m 最小4.50m
道路の延長	27.13m
指定年月日	平成25年2月18日
指 定 番 号	第24013号

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第98号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市柏木町519番23号
申請者氏名	株式会社 吉川商事 代表取締役 吉川 彰浩
道路の位置	奈良市四条大路二丁目859番7及び875番の各一部
道路の幅員	最大7.00m 最小4.00m
道路の延長	31.704m

指定年月日	平成25年2月18日
指定番号	第24014号

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年2月18日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容（区域）

変更事項	変更前	変更後
区域	奈良市奈保町2番及び4番から20番まで	奈良市奈保町1番から20番まで

2 変更があった事項及びその内容（代表者の氏名及び住所）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	武嶋 康明 奈良市奈保町15番19号	山尾 光美 奈良市奈保町8番25号

3 変更の年月日

平成25年2月11日

(平成25年2月18日揭示済)

奈良市告示第100号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成25年2月19日

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目

平成23年度市・県民税

平成23年度市・県民税

平成23年度市・県民税

平成23年度市・県民税

平成24年度市・県民税

平成24年度市・県民税

平成24年度市・県民税

平成24年度市・県民税

平成24年度市・県民税

平成24年度固定資産税・都市計画税

平成24年度固定資産税・都市計画税

平成24年度固定資産税・都市計画税

平成24年度固定資産税・都市計画税

平成24年度固定資産税・都市計画税

平成24年度固定資産税（償却資産）

平成24年度軽自動車税

平成24年度軽自動車税

平成24年度軽自動車税

期別

第1期分

第2期分

第3期分

第4期分

第1期分

第1期分

第2期分

第2期分

第3期分

第1期分

第1期分

第2期分

第3期分

第3期分

全期分

全期分

全期分

全期分

1 指定年月日

平成25年2月19日

2 指定した道路の名称

登美ヶ丘11次2期住宅地（2工区）土地区画整理事業（奈良市域）による事業計画道路

3 指定した道路の幅員

10.0m、8.5m及び6.0m

4 指定した道路の延長

338.32m

5 指定した道路の区域

別図のとおり

別図省略

奈良市長 仲川元庸

(平成25年2月19日揭示済)

奈良市告示第101号

平成23年度市・県民税第1期分、第2期分、第3期分及び第4期分並びに平成24年度市・県民税第1期分、第1期分（納期変更分）、第2期分、第2期分（過年度分）及び第3期分、平成24年度固定資産税・都市計画税第1期分、第1期分（納期変更分）、第2期分、第3期分及び固定資産税（償却資産）第3期分並びに平成24年度軽自動車税全期分及び全期分（納期変更分）の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成25年2月19日

奈良市長 仲川元庸

- 2 この公示送達により変更した後の納期限
平成25年 3月 8日
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり
別紙省略
(平成25年 2月19日揭示済)

奈良市告示第102号

奈良市都祁吐山町の一部の土地について、国土調査法(昭和26年法律第180号)による地籍調査を行って地籍簿及び地籍図を作成したから、同法第17条第1項の規定により公示する。

なお、当該地籍図及び地籍簿は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

平成25年 2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図及び地籍簿
- 2 地図は平成25年 1月測量、簿冊は、平成25年 1月25日(一筆地調査が終了した日)現在の状況により調査し作成したものである。
- 3 閲覧期間 平成25年 3月 1日から
平成25年 3月20日までの20日間
- 4 閲覧場所
奈良市都祁白石町1026番地の1 奈良市都祁行政センター業務課
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、直接又は公告した市町村長を経由して、訂正の申出をすることができる。
- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることになっているので、各自印章を持参すること。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 閲覧は、期間中毎日 8時30分から17時までの間とする。
(平成25年 2月19日揭示済)

奈良市告示第103号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年 2月17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
(平成25年 2月19日揭示済)

奈良市告示第104号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年 2月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年 2月19日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年 2月19日揭示済)

奈良市告示第105号

平成25年 2月27日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成25年 2月20日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成25年 2月20日揭示済)

奈良市告示第106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年12月27日 奈良市指令都整開 第11A-27号
平成25年1月18日 奈良市指令都整開 第11A-27-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年2月20日 第1343号(Ⅱ工区)
公共施設 平成25年2月20日 第611号(Ⅱ工区)
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市右京五丁目1番2(Ⅱ工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 代表取締役 澤田悦郎
東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社長谷工コーポレーション 代表取締役 大栗育夫
- 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域
(1) 防火水槽
奈良市右京五丁目1番2の一部
(平成25年2月20日揭示済)

奈良市告示第107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号

平成23年10月20日 奈良市指令都整開 第11A-21号
平成25年1月18日 奈良市指令都整開 第11A-21-1号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年2月20日 第1344号(1工区)
公共施設 平成25年2月20日 第612号(1工区)
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鶴舞西町3142番55の一部(1工区)
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市天王寺区上本町六丁目5番13号
近鉄不動産株式会社 代表取締役 澤田悦郎
- 5 公共施設の種類の種類、位置及び区域
(1) 公園
奈良市鶴舞西町3142番55の一部
(2) 防火水槽
奈良市鶴舞西町3142番55の一部
(3) 調整池
奈良市鶴舞西町3142番55の一部
(平成25年2月20日揭示済)

奈良市告示第108号

自動販売機設置に係る市有財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年2月20日

奈良市長 仲川元庸

- 第1 入札に付する事項
1 件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付
2 貸付期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
③	一条高校	食堂外北側	1.24㎡	1	1,198,980円
	一条高校	食堂外北側	1.33㎡	1	
	奈良市観光センター	観光ボランティア事務室横	1.24㎡	1	
	旧柳生藩家老屋敷	納屋裏	1.51㎡	1	
	柳生観光駐車場	詰所横	1.51㎡	1	
	奈良勤労者総合福祉センター	1階情報提供コーナー	1.83㎡	1	
	奈良市音声館	1階エントランス休憩コーナー	1.53㎡	1	
	なら100年会館	エントランスホール	1.33㎡	1	
	なら100年会館	エントランスホール	1.33㎡	1	
	大乘院庭園文化館	1階ホール	1.24㎡	1	
	西部会館	市民ホール休憩室	1.33㎡	1	
	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.15㎡	1	

	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.33㎡	1	
④	一条高校	食堂外北側	1.24㎡	1	461,232円
	奈良市観光センター	観光ボランティア事務室横	1.33㎡	1	
	奈良勤労者総合福祉センター	2階ロビー	1.74㎡	1	
	なら100年会館	楽屋口前	1.33㎡	1	
	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.15㎡	1	
⑤	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.33㎡	1	582,030円
	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.24㎡	1	
	西部生涯スポーツセンター温水プール・体育館	自動販売機コーナー	1.15㎡	1	
	奈良市観光センター	観光ボランティア事務室横	1.24㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、3年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次のいずれにも該当しない法人であること。
- (1) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有しない者
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納している者
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (6) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
 - ア 奈良市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 奈良市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が奈良市と契約を締結すること又は奈良

- 市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて奈良市との契約を履行しなかった者
- カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領

- の配布場所並びに配布期間
- 1 配布場所 奈良市総務部管財課（奈良市二条大路南一丁目1番1号 北棟5階）
 - 2 配布期間 平成25年2月20日（水）から同年3月5日（火）まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

第4 入札参加申込みの方法

- 1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格をみたす者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。
 - (1) 提出期間

平成25年2月20日（水）から同年3月5日（火）まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 提出場所 第3の1に同じ。
- 2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に

参加することができません。

- 3 入札参加申込みを行った者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成25年3月8日(金)までに発送します。

- 第5 入札説明及び現地説明会
実施しません。

- 第6 質疑に関する事項
一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

- 1 提出先 第3の1に同じ。
メールアドレス kanzai@city.nara.lg.jp

- 2 受付期間
平成25年2月20日(水)から同年2月25日(月)午後5時まで

- 3 回答日 平成25年2月28日(木)
すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ上に掲載します。

- 第7 入開札に関する事項

- 1 入札方法 持参入札
(1) 入札書は、1法人につき1通とします。
(2) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字及び物件番号、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。
(3) 落札決定にあたっては、貸付期間中(3年間)の貸付料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

- 2 入開札の日時 平成25年3月14日(木)
物件③ 午後1時30分
物件④ 午後2時
物件⑤ 午後2時30分
入札完了と同時に開札します。

- 3 入開札の場所 奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年2月20日揭示済)

奈良市告示第109号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年2月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年2月21日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成25年2月21日揭示済)

奈良市告示第110号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年2月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施術の 種類	廃止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田中 良彦		あんま	平成25年 2月1日
祥あんマッサージセンター(田中 良彦)	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
東中 淑絵		あんま	平成25年 2月1日
祥あんマッサージセンター(東中 淑絵)	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		
西村 誠八		あんま	平成25年 2月1日
祥あんマッサージセンター(西村 誠八)	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成25年2月22日揭示済)

奈良市告示第111号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年2月22日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の 種類	指定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
溝渕 文則		あんま	平成25年 2月1日
祥あんマッサージセンター(溝渕 文則)	奈良県奈良市西大寺栄町3-23		

(平成25年2月22日揭示済)

奈良市告示第112号

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱を次のように定める。

平成25年2月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市高齢者虐待防止対策協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、奈良市高齢者虐待防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者虐待の防止対策に関すること。
- (2) 高齢者虐待及び養護者に対する支援に迅速かつ適切に対応するための関係機関等（国又は地方公共団体の機関及び関係団体並びに高齢者の福祉に関連する職務に従事する者その他の者をいう。以下同じ。）の連携協力に関すること。
- (3) 被虐待高齢者及び養護者に対する支援の内容に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関し必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、長寿福祉課に事務局を置き、事務局長は長寿福祉課長をもって充てる。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、代表者会議及び実務者会議とする。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、別表の1の表に掲げる機関及び同表の2の表に掲げる関係団体の代表者並びに同表の3の表に掲げる者のうち会長の指名する者（以下これらを「代表者」という。）による会議とする。

- 2 代表者会議は会長が招集し、会務は会長が総理する。
- 3 代表者会議における協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 関係機関等における高齢者虐待防止対策に関する相談体制及び関係機関等相互の連携の強化に関すること。
 - (2) 高齢者虐待防止に係る地域社会及び市民への啓発の推進に関すること。
 - (3) その他高齢者虐待防止等に必要な事項
- 4 会長は、必要があると認めるときは、代表者会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第8条 実務者会議は、代表者がそれぞれ代表する関係機

関等の構成員のうちから指名する実務者のうち、事務局長が指名する者による会議とする。

- 2 実務者会議は事務局長が招集し、会務は事務局長が総理する。
- 3 実務者会議における協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 定期的な情報交換に関すること。
 - (2) 個別ケースの支援経過の把握及びその評価に関すること。
 - (3) 担当機関及び担当者の具体的役割に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

(秘密の保持)

第9条 協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成25年2月25日から施行する。

別表（第3条関係）

1 国又は地方公共団体の機関

奈良地方務局
奈良県中央子ども家庭相談センター
奈良県奈良警察署
奈良県奈良西警察署
奈良県天理警察署
奈良市市民活動部人権文化推進室人権政策課
奈良市市民活動部人権文化推進室男女共同参画課
奈良市保健福祉部福祉政策課
奈良市保健福祉部障がい福祉課
奈良市保健福祉部福祉医療課
奈良市保健福祉部保護第一課
奈良市保健福祉部保護第二課
奈良市保健福祉部介護福祉課
奈良市保健福祉部長寿福祉課
奈良市保健所保健予防課
奈良市保健所健康増進課
奈良市観光経済部商工労政課
奈良市消防局情報救急室救急課

2 関係団体

社団法人奈良市医師会
社団法人奈良市歯科医師会
社団法人奈良市薬剤師会
奈良弁護士会
奈良県司法書士会
奈良県社会福祉士会
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

3 高齢者の福祉に関連する職務に従事する者その他の者

奈良市民生児童委員協議会連合会の代表者
 奈良人権擁護委員協議会第一部会の代表者
 奈良市老人福祉施設連絡協議会の代表者
 奈良市地域包括支援センターの代表者
 弁護士のうちから市長が指定する者
 その他市長が指定する者

(平成25年2月25日揭示済)

奈良市告示第113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成24年10月23日 奈良市指令都整開 第12A-30号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年2月26日 第1345号
公共施設 平成25年2月26日 第613号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市三碓六丁目1190番の一部、1191番1の一部、1191番2の一部、1192番の一部、1193番、1194番、1195番、1197番及び1198番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市下京区金東横町239
株式会社 匠和不動産 代表取締役 山本倫久
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市三碓六丁目1191番2の一部、1192番の一部、

1193番の一部、1194番の一部、1195番の一部及び1197番の一部

(2) 下水道

奈良市三碓六丁目1192番の一部、1193番の一部、1194番の一部、1195番の一部及び1197番の一部

(3) 水路敷

奈良市三碓六丁目1192番の一部及び1195番の一部

(平成25年2月26日揭示済)

奈良市告示第114号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年2月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年2月26日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成25年2月26日揭示済)

奈良市告示第115号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月28日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
光久会 安井歯科診療所	奈良県奈良市西大寺宝ヶ丘4-1	居宅 居宅療養管理指導	平成25年2月1日
光久会 安井歯科診療所	奈良県奈良市西大寺宝ヶ丘4-1		

(平成25年2月28日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年2月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第116号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日

名称	主たる事務所の所在地		
ホームケア学園前	奈良県奈良市学園南三丁目13-3	地域密着型 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成25年 1月 1日 平成25年 1月 1日
ホームケア株式会社	大阪府大阪市平野区背戸口5丁目6-23		
寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67	居宅 居宅療養管理指導	平成25年 2月 1日
医療法人 寺崎クリニック	奈良県奈良市南城戸町67		

(平成25年 2月28日揭示済)

奈良市告示第117号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年 2月28日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田中 良彦		あんま	平成25年 2月 8日
らいふマッサージ治療院奈良店 (田中 良彦)	奈良県奈良市三条大路一丁目5-21		

(平成25年 2月28日揭示済)

奈良市告示第118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年 2月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成24年 5月 8日 奈良市指令都整開 第11A-43号
平成24年 9月 4日 奈良市指令都整開 第11A-43-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年 2月28日 第1346号
公共施設 平成25年 2月28日 第614号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市富雄北三丁目2815番12（2工区）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区甲斐町西一丁目1番31号
株式会社サンユウ都市開発 代表取締役 松永 泰成
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路

奈良市富雄北三丁目2815番12の一部
(2) 下水道
奈良市富雄北三丁目2815番12の一部
(平成25年 2月28日揭示済)

奈良市告示第119号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 2月28日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	「奈良しみんだより」広告掲載業務
業務内容	毎月発行する市の広報誌「奈良しみんだより」に掲載する広告主を募集し、広告を掲載する。 ・広告取扱業者は各月ごとに市へ広告料を納入する。 ・広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。 ・市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。 その他詳細は、「奈良しみんだより」広告掲載業務仕様書による。
契約期間	平成25年 4月 1日から平成26年 3月31日まで
業者選定方法	制限付一般競争入札

- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
(1) 平成24年度において、奈良市物品購入等競争入札参加資格者であること。
(2) 告示日において、入札参加希望種目のうち、いずれかの業種（第1～第3希望）が「(V) 広告・イベント」

ト業務」として登録されている者であること。ただし、平成24年度に新規登録された者は、入札参加できません。

- (3) 過去に広報誌や新聞、雑誌等の定期刊行物への同様の広告掲載業務の実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 募集要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年2月28日（木）から3月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟5階
奈良市総合政策部秘書室広報広聴課（担当：広報係）

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 提出書類
入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。
ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
イ 会社概要（様式自由）
ウ 業務実績調書（様式第2号）
- (2) 提出期間
平成25年2月28日（木）から3月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 提出方法
直接持参に限る。
- (4) 提出場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟5階
奈良市総合政策部秘書室広報広聴課（担当：広報係）
- (5) 入札参加者の決定通知
平成25年3月12日（火）までに入札参加資格者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適合要件が判明した場合は、入札参加できません。

5 質疑に関する事項

仕様に関して質疑がある場合は、「奈良しみんだより」広告掲載業務に関する質問書（様式第3号）に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

- (1) 提出日時
平成25年3月5日（火）午後5時まで
- (2) 提出先
奈良市総合政策部秘書室広報広聴課
メールアドレス kouhoukouchou@city.nara.lg.jp
- (3) 質疑に対する回答
平成25年3月7日（木）午後5時までに電子メールで送付します。また、広報広聴課において閲覧に供します。

6 入開札に関する事項

- (1) 入開札の日時
平成25年3月15日（金）午後1時30分入札。入札締切り後、直ちに開札
- (2) 入札及び開札の場所
奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年2月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年2月28日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘

都祁行政センター 地域振興課

監査結果公表日 平成24年12月27日（奈良市監査委員告示第19号）

措置結果通知日 平成25年2月18日

【監査の結果】	【措置の内容】
都祁体育館及び都祁交流センターの使用料について、地方自治法施行令第158条第1項に基づき私人（指定管理者）に徴収の事務を委託しているが、同条第2項に基づく告示、公表がなされていなかった。適切に告示、公表されたい。	都祁体育館及び都祁交流センターの使用料について、地方自治法施行令第158条第2項に基づき告示、公表をいたしました。 平成25年度以降も適切に告示、公表いたします。

(平成25年2月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年2月28日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 松村 和夫
同 井上 昌弘
奈政行 第12号
平成25年2月26日

奈良市監査委員 中村 勝三郎 様
同 中本 勝 様
同 松村 和夫 様
同 井上 昌弘 様

奈良市長 仲川 元庸
包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

- V 公有財産の管理に関する監査結果
3. 公有財産の管理に関する個別検討結果
(3) 個別検討結果
⑨ 奈良市音楽療法推進室の敷地及び建物
(福祉政策課)

【監査結果】

市は平成21年度まで当該場所で音楽療法事業を実施していたが、平成22年度からは社協が自主事業として音楽療法事業と元気のびのび事業を実施している。別団体が実施する事業の事務所として使用されている以上は、「公用または公共用に供し」とは言えないため、行政財産の用途廃止の手続を行ったうえで、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。

【措置の内容】

平成24年10月から、旧鳥見幼稚園跡に奈良市社会福祉協議会が開設した鳥見デイサービスセンターの施設内に、音楽療法推進室が移転しました。

なお、移転先の施設は、普通財産であり、奈良市社会福祉協議会と土地賃貸借契約及び建物使用貸借契約を結んでいます。

- ⑩ 横井住宅地区・小集落地区改良事業用地
(人権政策課)

【監査結果】

不法占拠は解消されるべきである。

【措置の内容】

当該用地に放置されていた軽トラックに対し、奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条

第4項に基づく警告書を貼付し、その後、撤去されているのを確認しました。

平成21年度包括外部監査「少子高齢化に関する財務事務について」の意見に対する措置状況について

第4 監査の結果及び意見

II 高齢化対応事業について

7. 老人福祉センター運営管理事業について
(長寿福祉課・行政経営課)

【意見】

② 指定管理者制度の趣旨が活かされていない

(a) 非公募は適切でない

東・西老春の家は平成18年度、北老春の家は平成16年度より指定管理者制度の導入をしているが、その趣旨は「近年では、公的主体以外の民間主体においても十分な行政サービスを提供しうる能力が認められるものが増加しています。(中略) また、住民ニーズ自体が多様化しており、これらにより効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であると考えられます」(成田頼明監修『指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引』47頁(第一法規、平成17年))とされている。

しかし、老春の家の場合、「奈良市社会福祉協議会は地域福祉の増進を目的に設立された社会福祉法人であり、当該公の施設で実施する事業の遂行にあたっては、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしていることから、また、開館当初からの管理運営の実績があることから、当該団体に管理運営を行わせることが必要であるため」との理由で、公募せず、奈良市社会福祉協議会に申請を求め、その後指定管理者に選定されている。これでは、指定管理者制度導入の趣旨にある「民間事業者の有するノウハウを活用して、より効果的、効率的に」という趣旨が活かされておらず、また「競争原理」も働いていない。

他市における老人福祉センターの指定管理者募集をみると、仙台市では平成16年度において公募により16社の応募があり、栃木市においても平成20年度において5社の応募がある等、広く民間に門戸を開放している事例もあり、市においても検討する必要がある。

(b) 選定委員会の委員構成を見直す必要がある

選定委員会の構成については、委員長は外部の学識経験者であるが、他の4名の委員は全て市の職員であり、外部の公正な意見が反映されるかどうか疑問である。少なくとも、専門的知識を有する外部委員が過半数を占めるよう見直す必要がある。

なお、平成21年8月25日付けで、奈良市指定管理者選定委員会設置要綱を改正し、市職員以外の委員が、委員会において過半数を占めるように改正されている。

(c) 選定委員会の審査項目の配点に適切でないものがある

審査項目のひとつである「指定管理料の提案額」について、全5委員が1(3段階評価のなかで、劣っている評価レベル)であるが、他の審査項目は全て2以上であるため、

選定委員会審査要綱第4条「委員の半数以上が「劣っている」以下で評価した審査項目が、審査項目の総数のうち半数以上を占める申請団体」には該当しないものとしているが、指定管理者選定の際に最も重要な審査項目のひとつである「指定管理料の提案額」を他の審査項目と同じ配点(3点)でみることは適当でないとする。

(d) 指定管理料の削減が不十分である

平成19年度と指定管理委託契約を更新した平成20年度の指定管理料を比較したところ、下記のとおり、東は微減、西は微増とほとんど同じ金額であり、指定管理者制度導入の目的のひとつである「管理経費の縮減」が図られていない。

指定管理料のうち、人件費が約6割強を占めているが、清掃、警備、機械設備の保守点検等の主な施設管理業務は外部に業務委託しているなか、必要最小限の職員数になっているのかどうか、検討する必要がある。

【措置の内容】

(a) 平成25年4月以降分について、平成24年9月に指定管理者を公募し、同年10月に選定委員会を開催し、指定管理者を選定しました。

(b) 平成24年10月に開催した奈良市老人福祉センターに係る選定委員会の選定委員の構成について、市職員以外の委員の数を過半数以上としました。

(c) 奈良市老人福祉センターに係る選定委員会の審査項目の「指定管理料の提案額」について、今までより配点、比率の見直しをしました。

(d) 平成24年度の公募による指定管理者の選考において、新たな事業の提案を受け、審査会においても評価を受けました。また、指定管理料の提案額は若干の削減となりました。

平成22年度包括外部監査「市税の賦課及び徴収に関する事務の執行について」の意見に対する措置状況について

Ⅱ 固定資産税・都市計画税の賦課について

2. 結果及び意見

(1) 減免(土地)について

(資産税課)

【意見】

⑤ 申請書を定期的に提出させるべきである

年月を経ると、土地家屋の実態が申請当時と相違して行くことも考えられる。相違したまま放置しておく、課税漏れが生じ、課税の公正性を欠くこととなる。そのため、所有者には定期的に申請書を提出させ、市ではそれを確認すべきである。

【措置の内容】

平成24年度から順次、現場調査を行い、定期的に申請書の提出を求めることとし、現場を確認し、適正に処理をしました。

(4) その他非課税(土地)について

(資産税課)

【意見】

③ 減免から非課税となった場合、再度申請書を提出させるべきである

No.2の博物館は当初は減免、その後非課税対象となったと想定されるが、非課税の申請書が提出されていなかった。申請当時は登録博物館(博物館法第2条第1項)ではないため非課税とはできないが、実質的には該当するとの判断で減免対象となっていたと想定されるものであるが、非課税対象となった時点で、非課税の申請書を提出させ、決裁を経るべきである。

【措置の内容】

平成24年度に現場調査を実施し、非課税と認定できましたので、非課税申告書を受理しました。

(5) その他の現場視察の結果について

(資産税課)

【意見】

① 現場視察を適時適切に実施すべきである

市全体の現場視察が十分に行われていないため、前述のとおり、非課税及び減免申請当時は当該要件を満たしている場合においても、その後、年月を経て、当該要件に合致しない状況に変化していることもある。したがって、適時適切に現場視察を実施すべきである。

【措置の内容】

平成24年度から順次、現場調査を行い、現場を確認し、適正に処理をしました。今後は、賦課期日前に現場確認を行うこととしました。

Ⅲ 固定資産税(償却資産)の賦課について

2. 結果及び意見

(資産税課)

【意見】

(2) 市が保有している償却資産の明細書と現物との整合性を定期的に確認すべきである

現場視察を行い、市が保有している明細書(1件だけ記載されていた)と現物の整合性は不明であった。償却資産の所有者にヒアリングをして、一致していることを確認し、課税漏れがないようにすべきである。

【措置の内容】

平成24年度に所有者にヒアリング及び現地調査をした結果、所有物件は1件であることを確認しました。今後、定期的に確認します。

V その他市税に関する事項について

3. 特殊勤務手当について

(2) 結果及び意見

(人事課・滞納整理課)

【意見】

② 特殊勤務手当の支給対象業務は、規則等に記載すべきである

市では特殊勤務手当の支給対象業務を内部決裁文書で定めているが、内部決裁は外部の目に触れにくく、10年で廃棄され、どの時点の決裁が最新のものであるか判然としない。透明性を高める観点から、特殊勤務手当の支給対象業務は規則等に記載すべきであるとする。

【措置の内容】

平成24年10月、特殊勤務手当に関する条例及び規則の全面改正を行いました。30種あった手当を外部委員会の提言をもとに本来の趣旨に沿って、16種類に削減するとともに、支給業務についても内容を精査しました。支給対象があまりであった外務手当は、ケースワーク訪問調査手当としてケースワーカーの訪問調査のみに限定し、また、下水処理作業手当については、規則に7項目の具体的作業を列挙するなど支給対象がより明確になるような改正を行いました。

なお、特殊勤務手当（滞納整理奨励手当）について、滞納整理課では内規に支給対象業務を記載し、適正に管理を行っています。

(人事課)

【意見】

③ 奨励手当の支給対象業務を再検討すべきである

奨励手当支給対象業務のうち「銀行等における預金等の差押」は「滞納者の自宅等を訪問しての捜索・差押」といった他の例示業務と質的に差異があると思われる。なぜならば、銀行で預金を差押するにあたっては基本的に滞納者と対面してやりとりすることはなく、銀行担当者は業務としてこれに対応することが想定されるため、通常「著しく危険又は不快」な業務に該当しないと思われるからである。特殊勤務手当が認められている趣旨を考慮してその対象業務を再検討することが必要であると考えます。

【措置の内容】

平成24年10月、特殊勤務手当に関する条例及び規則の全面改正を行いました。奨励手当については、外部委員会の提言においても通常業務の範囲を超えた特殊性が認められており、支給対象は差押えその他の強制徴収に従事した職員としており、滞納整理奨励手当として改正を行いました。

(人事課)

【意見】

④ 外務手当の可否を再検討すべきである

外務手当は「調査その他のために外勤」した職員に支給されることになっているため（奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例第29条第1項）、「差押えに係る滞納者の所有不動産の現地調査（滞納整理課）」「土地、家屋、償却資産の現場調査（資産税課）」「納税通知書発送後の不達処理（市民税課）」等に対しても手当が支給されている。しかしながらこれらの業務は基本的に市内で行われることが想定されており、このような業務に対して手当を支給することについて一般市民の理解を得ることは困難である。滞納者との交渉を伴うため「著しく危険又は不快」であると認められる場合には奨励手当を支給することが手当の趣旨に沿っており、外務手当を支給する必要性は高くないと考える。

また、「訪問による納税指導（滞納整理課）」「納税義務者の自宅及び事務所に向いての課税説明（資産税課）」「納税義務者の自宅、事務所等へ向いての苦情処理、課税説明（市民税課）」等に対しても手当が支給されているが、庁舎内でこれらの業務を行う場合に手当が支給されな

いこととの違いを合理的に説明することは困難である。これらの業務についても「著しく危険又は不快」な場合には奨励手当の対象とすることが手当の趣旨にならなっており、外務手当を支給する必要性はないと考える。

【措置の内容】

平成24年10月、特殊勤務手当に関する条例及び規則の全面改正を行いました。外務手当については、外部委員会の提言に基づき、特殊性が認められた保護第一課及び保護第二課のみ支給対象課とし、ケースワーク訪問調査手当として改正しました。旧来の外務手当の対象課であった市民税課をはじめ19課については支給対象外としました。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の意見に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

2. 公有財産の管理に関する全般的検討

(3) 貸付手続

(管財課・行政経営課)

【意見】

行政財産の使用許可と貸付を区別して使い分けるべきである。

現在市では、行政財産の貸付は行われておらず、もっぱら一年の使用許可を与えている。そして、継続して使用させる場合には使用許可を更新し続けることにより対応している。

しかし、使用許可は行政上の許可処分によって使用を認めるものであり、あくまでも暫定的な一時使用という位置づけで、許可期間が一年以内である。そのため、事業者は長期的な計画に基づいて事業を実施することが困難である。また、行政財産使用料条例により使用料が定められているため、事業者間で競争原理も働かない。

これに対し、貸付は、期間を長期に設定することで、貸付先の範囲が拡大され、より効果的な使用方法を持った事業者を選定できる可能性が高い。また、一般競争入札や公募等に基づいて貸付先を選定し、競争原理を働かせることで、市はより多くの収入を得られる可能性がある。

今後は暫定的な一時使用の場合は使用許可、当初よりある程度長期にわたって空きスペースが存在するであろうと合理的に推測される場合には貸付と場合分けして、より効果的に行政財産を活用できる方法を選択すべきである。

【措置の内容】

本庁舎内の飲料水自動販売機設置については、これまで職員の福利厚生を目的に職員互助会を通じて行政財産の目的外使用許可（使用料100%減免・1年更新）で対応してきたが、今年度から一般競争入札による貸付（3年間）を行ないました。引き続き本庁舎以外の市有施設についても同様に貸付を行います。

さらに現在、新しい試みとして、本庁舎内にデジタルサイネージ併設タッチパネル情報端末の設置に取り組んでおり、これも行政財産の3年間の貸付を予定しています。

(7) 底地賃借

(管財課・保育課・教育総務課)

【意見】

・契約期間または賃料に係る覚書の有効期間を短期にすべきである。

現在は主に3年ごとに覚書により賃料を更新しているが、できるだけ1年更新にして毎年賃料交渉すべきである。

【措置の内容】

これまで3年更新であった賃料については、賃貸人の承諾を得られたものについて可能な限り、平成24年度から1年更新に変更しました。

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑭ 奈良市消防局・南消防署併設庁舎 他

(消防局総務課・管財課・行政経営課)

【意見】

共済会は市から庁舎等の一部を100%減免で使用しているが、設置業者から自動販売機設置料、売上手数料等を徴収しておらず、自動販売機設置に関して一切の収入を得ていない。

市が直接ではなく、共済会を通して自動販売機を設置している理由は、市職員全体ではなく消防職員のための福利厚生が目的であることや、清涼飲料水を消費するのは消防職員個人であり、設置業者との契約管理、電気料金の請求行為等の事務処理は市の消防業務外と位置付けているため、とのことである。

現在は共済会に100%減免で使用許可を与えているため、市は使用料収入を得ることができないが、一般競争入札により各拠点を一括して自動販売機の設置業者を募集すれば、市は使用料を徴収することができる。現に設置業者を一般競争入札により募集し、使用料収入を得ている地方自治体も多数存在する。

平成18年の地方自治法改正により、庁舎等の床や敷地に余裕がある場合には、行政財産の民間への貸付が可能となっている。そのため、消防拠点だけでなく、他の施設も含めてより大きな規模で一般競争入札を行うことにより、市はまとまった収入を得ることができる可能性がある。

確かに、設置業者との契約を公務で行った場合、職員の事務処理負担は増えるかもしれない。しかし、地域、使用用途等の区分である程度集約して貸付契約を締結する、一年ごとの契約更新ではなく複数年度での貸付を実施する等の対応により、事務処理の低減を図ることは可能である。一括契約により予想される収入と事務処理負担との両方を勘案したうえで、効果的かつ効率的に運用できるよう市全体として施設内の自動販売機の設置方法を検討されたい。

【措置の内容】

消防局庁舎内の飲料水自動販売機設置については、これまで福利厚生を目的として職員共済会を通じて行政財産の目的外使用許可(使用料100%減免・1年更新)で対応してきたが、今年度から一般競争入札による貸付(3年間)を行ないました。

具体的には、平成24年4月1日からは減免措置を行わず

に、各署所等に設置している12台すべての使用料を設置業者から徴収し、同年10月15日に消防局庁舎とそのほかに設置している合計14台の第1回目の一般競争入札を行い、同年11月6日に設置替えを完了しました。

今後、順次一般競争入札を行い効果的かつ効率的な運用に努めます。

⑯ J R奈良駅第一駐車場地域冷暖房機械室

(都市計画課)

【意見】

民間の設備運営会社に対し、土地及び建物使用料の減免を行っているが、100年会館は冷暖房設備の利用料を他の民間会社の条件と同様に支払っているため、差額は民間の設備運営会社への利益供与となるおそれがある。減免に関しては、公平性に配慮して慎重に検討し判断すべきであるため、当該減免の必要性について再検討されたい。

【措置の内容】

当該減免の必要性について再検討を行った結果、現在の社会情勢からしても、奈良市行政財産使用料条例第6条第3号に当てはまらないことを決定し、平成24年度申請分から減免の処置はしておりません。

⑰ 平松四丁目市有地

(管財課)

【意見】

公共事業の施行に伴う用地取得に係る補償については、昭和37年6月29日に「損失補償基準要綱」(以下「補償要綱」という。)が閣議決定され、これと同時に公共用地の取得に伴う「損失補償基準要綱の施行について」が閣議了解された。この中で、地方公共団体においても、その行う事業に必要な公共用地の取得に伴う損失の補償につき、要綱の定めに基づき、すみやかにその基準を制定する等の措置を講じることとされ、奈良県においても「奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準」(以下「県補償基準」という。)及び「奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」(以下「県補償細則」という。)が施行されている。市には上記損失補償基準は存在しないが、公共事業の施行に伴う用地取得に係る補償については、県補償基準及び県補償細則を準用し補償を行っているとのことである。

当該土地は、現在も利用目的のない土地である。現在、市では「奈良市用地取得事務取扱要領」に基づいて用地取得が適正化されているが、上記のような事例が発生しないよう、引き続き上記要領に従って適正に用地買収が行われたい。

【措置の内容】

用地取得については、国及び県の損失補償基準並びに奈良市用地取得事務取扱要領に基づいて、適正な運用を図っております。

したがって、現在は、利用目的のない不必要な土地の取得はありません。

⑱ 帝塚山三丁目集会所

(地域活動推進課)

【意見】

本来、地域集会所は地元自治会が所有すべきものである。しかし、当時の詳しい状況は明らかではないが、開発当初は自治会がまだ組織されておらず、開発業者が市に寄附した後、そのまま現在に至っていると思われる。本来、自治会体制が整った段階で早期に建物を自治会に譲渡すべきであった。今後はこのようなことがないよう努められたい。

【措置の内容】

現行では、奈良市開発指導要領第18条により、開発業者から市が受ける寄附は土地のみと定められているため、開発業者が建築した建物について、市が寄附を受けることはありません。なお、昭和55年以降、建築又は寄附により市が集会所を取得した実績はありません。

VI 公有財産の有効活用に関する監査結果

3. 公有財産の有効活用に関する個別検討結果

(2) 個別検討結果

② 旧都祁村保育園

(総合政策課)

【意見】

今後新たに市町村合併が行われることはないかもしれないが、新市建設計画では今後行う施設整備事業についてのみ検討されており、これに伴い不要となる施設についての検討が欠けている。財政計画においても、不要となる既存施設の改修及び撤去等に関する費用の計上が行われていない。今後、仮に新市建設計画を策定される場合には、上記についても十分に検討されたい。

【措置の内容】

統合により不要となる旧都祁村の6保育園については、平成17年4月1日の市町村合併時点で、統合後の利活用方針や時期が決まっていなかったこと、また、撤去等にかかる費用だけでなく財産処分による収入まで加味した場合、収支に与える影響が極小さいことから、財政計画に計上していません。今後、市町村合併を行う予定はありませんが、仮に市町村合併を行うこととなった場合には、長期的な財政運営の指針となる財政計画の策定に努めます。

(平成25年2月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成25年2月28日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 松 村 和 夫
同 井 上 昌 弘
奈 教 総 第 58 号
平成25年2月26日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 松 村 和 夫 様
同 井 上 昌 弘 様

奈良市教育委員会

教育委員長 杉 江 雅 彦

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について(通知)

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知をします。

平成23年度包括外部監査「公有財産(不動産)に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

⑮ (財)奈良市学校給食会事務所の敷地及び建物(保健給食課)

【監査結果】

福祉政策課の項(69ページ⑩(イ))で述べた通り、その他公共団体は公共組合、営造物法人、独立行政法人を指し、公共的団体とは公法人、私法人を問わず、公共的な活動を営む団体を指すと解される。

そのため、市給食会はその他公共団体ではなく公共的団体に該当し、「奈良市行政財産使用料条例」第6条第1号は減免理由として不適切であるため改められたい。

【措置の内容】

当該敷地及び建物の行政財産使用料については、平成24年度から減免をせず、使用料を徴収しております。

平成23年度包括外部監査「公有財産(不動産)に係る事務執行について」の意見に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

2. 公有財産の管理に関する全般的検討

(7) 底地賃借

(教育総務課・保育課・管財課)

【意見】

・契約期間または賃料に係る覚書の有効期間を短期にすべきである。

現在は主に3年ごとに覚書により賃料を更新しているが、できるだけ1年更新にして毎年賃料交渉すべきである。

【措置の内容】

これまで3年更新であった賃料については、賃貸人の承諾を得られたものについて可能な限り、平成24年度から1年更新に変更しました。

(平成25年2月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市立看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月26日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第1号

奈良市立看護専門学校学則の一部を改正する規則
奈良市立看護専門学校学則（平成24年奈良市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第39条第1号」を「第40条第2項第1号」に、「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」に改める。

第31条第1項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 副校長 1名

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年2月26日揭示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第4号**

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成25年2月19日から施行します。

平成25年2月19日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

第79投票区の項中「中登美ヶ丘四丁目」の次に、「中登美ヶ丘五丁目」を加える。

(平成25年2月19日揭示済)

農業委員会**奈良市農業委員会告示第4号**

奈良市農業委員会平成25年3月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成25年2月22日

奈良市農業委員会

農政部会長 山口 弘

1 日時

平成25年3月1日（金） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 案件

議題(1) 遊休農地解消モデル事業実施計画について

(2) なら農業委員会だより第55号の発行について

報告(1) 農業相談会実施結果について

(2) 農業に関するアンケートの結果について

(平成25年2月22日揭示済)

議**会****奈良市議会規程第1号**

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月28日

奈良市議会議長 土田 敏 朗

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年奈良市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市議会政務活動費の交付に関する規程

第1条中「奈良市議会政務調査費の交付に関する条例」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「基づく政務調査費」を「基づく政務活動費」に改める。

第2条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に、「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に改め、同条第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付決定通知書」を「政務活動費交付決定通知書」に改める。

第4条中「議員」を「前条の規定による通知を受けた議員」に、「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に改める。

第5条を削る。

第6条中「収支報告書等（別記第6号様式）」を「収支報告書（別記第6号様式）等」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第6条とする。

別表を削る。

別記第1号様式その1中「（議員用政務調査費交付申請書）」を「（議員用政務活動費交付申請書）」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に、「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する規程」に改める。

別記第1号様式その2中「（会派用政務調査費交付申請書）」を「（会派用政務活動費交付申請書）」に、「政務調査費交付申請書」を「政務活動費交付申請書」に、「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する規程」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

別記第2号様式中「政務調査費交付変更申請書」を「政務活動費交付変更申請書」に、「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する規程」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

別記第3号様式中「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する規程」に改める。

別記第4号様式中「政務調査費交付決定通知書」を「政務活動費交付決定通知書」に、「あった政務調査費」を「あった政務活動費」に、「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する規程」に、「政務調査費交付決定額」を「政務活動費交付決定額」に改める。

別記第5号様式中「政務調査費交付請求書」を「政務活動費交付請求書」に、「奈良市議会政務調査費の交付に関する規程」を「奈良市議会政務活動費の交付に関する規程」に、「政務調査費を」を「政務活動費を」に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先)

奈良市議会議長

住所又は所在地

議員氏名又は会派名

及び経理責任者氏名

㊟

年度政務活動費収支報告について

奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり
年度政務活動費収支報告書等を提出します。

(別紙)

年度政務活動費収支報告書		(単位：円)	
住所又は所在地 議員氏名又は会派名 及び経理責任者氏名		金額	備考
1 収入	政務活動費		
2 支出	調査研究費		
	研修費		
	広報費		
	広聴費		
	要請・陳情活動費		
	会議費		
	資料作成費		
	資料購入費		
	人件費		
	事務所費		
	合計		
3 残額			

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- この規程（第5条の改正規定を除く。）による改正後の奈良市政務活動費の交付に関する規程（以下「改正後の規程」という。）は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に市長に提出する政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付請求書及び市長が通知する政務活動費交付決定通知書から適用し、施行日前にこの規程による改正前の奈良市政務調査費の交付に関する規程の規定により市長に提出した政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付請求書及び市長が通知した政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。
- 改正後の規程第5条の規定は、施行日以後に到来する条例第3条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に基づき交付する政務活動費について適用し、施行日前に到来した基準日に基づき交付した政務調査費については、なお従前の例による。

(平成25年2月28日揭示済)